

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第22号
事故等種類	浸水
発生日時	平成25年9月21日（土） 11時45分ごろ
発生場所	福井県福井市鷹巣港北方沖 鷹巣港灯台から真方位350° 1,250m付近 （概位 北緯36°08.6′ 東経136°03.5′）
事故等調査の経過	平成26年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ3.2m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	錨が水没、ロープが破損
事故等の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、鷹巣港北方沖で錨泊して釣り中、風が吹き始めたので、帰ることとし、船首から投入していた錨を揚げようとしたところ、根掛かりして引き揚げるができなかった。</p> <p>操縦者は、船外機を始動して大きく旋回しながら、ロープを引いたところ、根掛かりが外れたものの、ロープが緩んで推進器翼に絡まり、錨が落下した。</p> <p>本船は、船尾が風上に向いた状態となり、操縦者が船尾から手を伸ばしてロープを切断しようとしたところ、船体が船尾側に傾斜し、平成25年9月21日11時45分ごろ、船尾から波が打ち込み、浸水した。</p> <p>本船は、その後、更に船尾から数回波が打ち込み、船尾方が下がり始めて水没状態となったので、操縦者は、船首部に移動して近くにいた漁船に救助され、本船は、鷹巣港へえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm、潮汐 上げ潮の初期、水温 約25℃</p>
その他の事項	<p>本船は、小型船舶操縦士免許及び船舶検査を要しない船舶であった。</p> <p>操縦者は、ミニボートの操縦経験が約10年あり、年に8回程度、本事故発生海域で釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、ふだん、本船の両舷にサイドフロート（直径約25mm、長さ約2.5mのチューブ）を取り付けていたが、本事故当日は、取</p>

	<p>り付けていなかった。</p> <p>操縦者は、携帯電話をジッパー付ビニール袋に入れていたが、ジッパーが閉まっておらず、濡れて使用できなかった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船尾付近の乾舷は、約40cmであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、鷹巣港北方沖において、操縦者が、根掛かりを外そうと思い、船外機を使用してロープを引いた際、推進器翼にロープが絡み、絡んだロープを切断しようとして船尾に移動して身を乗り出したことから、船尾側に傾斜し、波が打ち込んで浸水したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鷹巣港北方沖において、操縦者が、根掛かりを外そうと思い、船外機を使用してロープを引いた際、推進器翼にロープが絡み、絡んだロープを切断しようとして船尾に移動して身を乗り出したため、船尾側に傾斜し、波が打ち込んで浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンカーが根掛かりした場合、機関等を使用することなく、近くに他船がいる場合は協力を求めること。 ・携帯電話の防水処置を確実にしておくこと。